

新型コロナウイルス感染症対策支援一覧 ～ 世帯や町民の皆さま向け ～

令和2年7月16日現在



松川町役場

世帯や町民の皆さま向け ～ 給付 ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計への支援として、1人あたり10万円を支給します。	基準日(令和2年4月27日)に住居基本台帳に記載されている者	一律1人10万円 (原則、世帯主へ口座振込)	【郵送申請方式】 令和2年5月22日より申請受付中 【オンライン申請方式】 令和2年5月2日より申請受付中 郵送申請・オンライン申請ともに、8月24日まで	役場住民税務課 住民係 ☎48-0977(直通)
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">拡充</div> 子育て世帯への臨時特別給付金(令和2年6月12日支給済) 《一部町独自支援》 ※町独自事業を拡充しました	子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人あたり1万円を上乗せ支給します。 これに加え、子育て世帯の精神的な負担や学校休業中の昼食、学習用品の家庭負担を軽減するため、町独自に更に1万円を上乗せ給付します。	令和2年4月分の児童手当の本則給付の受給者	児童1人につき2万円 (うち町独自で1万円加算) 令和2年7月からの町独自事業拡充 児童手当対象者児童が松川町に住所があり、児童手当受給者が単身赴任等により児童と別居している方も対象となります。 (児童1人につき1万円)	申請不要 6月分の児童手当に合わせて支給済み 町独自事業拡充分の申請は、令和2年9月30日まで	役場保健福祉課 福祉係 ☎36-7022(直通)

世帯や町民の皆さま向け ～ 給付 ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
住居確保給付金 (住居確保給付金の対象範囲の拡充)	休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して給付します。	・離職・廃業後2年以内の者 ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者	【給付額】※家主へ直接支払い (単身世帯) 月額31,800円～36,000円 (2人世帯) 月額38,000円～43,000円 【支給期間】原則3カ月 ※ 求職活動等を誠実にやっている場合は、3カ月延長可能(最長9カ月まで) 【支給要件】 ①収入要件②資産要件③求職活動等要件などの一定の基準があります。	実施中	飯田市生活就労支援センター (まいさぼ飯田) ☎49-8830
追加 ひとり親家庭等臨時特別給付金 《町独自支援》	所得の少ないひとり親家庭や障がい児を扶養する家庭に対して、子育てに関する経済的負担を支援するため、臨時特別給付金を給付します。	令和2年3月末時点の児童扶養手当及び特別児童扶養手当の全部または一部受給世帯	【給付額】 児童扶養手当受給世帯(児童) 2万円/人 ※ 但し、児童手当併給世帯(児童)は、1万円/人 【給付額】 特別児童扶養手当受給者(児童) 5万円/人	申請不要 7月末に支給 (受取拒否届提出期限:令和2年7月10日) 申請書を提出 7月末に支給 (提出期限:令和2年7月17日)	役場保健福祉課 福祉係 ☎36-7022(直通)

世帯や町民の皆さま向け ～ 支援①～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
学生等応援仕送り事業 《 町独自支援 》	家計の急変やアルバイト等の収入減となった若者の生活支援を目的として、松川町出身で町外在住の学生等に対して1人当たり松川町産米5kgの提供と現金1万円を給付	松川町出身で町外在住で一人暮らしの学生・高校生	学生1人につき松川町産米5kgと1万円	現在受付中 令和2年9月19日まで 【申請方法】 次の3つのいずれかの方法により申請 ○役場窓口による申請 ○郵送による申請 町HPより申請書をダウンロードの上、役場まで送付 ○ながの電子申請サービスによる電子申請	役場まちづくり政策課 まちづくり推進係 ☎36-7014(直通)
まつかわのお店応援券 《 町独自支援 》	新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少するなどの影響を受けている町内小規模事業者の支援と町民の生活支援のため、全町民に消費応援券を配布し、地域における消費喚起と経済の下支えをします。	【交付対象者】 令和2年5月1日時点で、松川町に住民登録のある方 【登録店舗】 町内に主たる事業所等のある事業所及び店舗(チェーン店等除く)	町民一人につき、町内の登録店での買い物や食事に使える1,000円相当の買い物等応援券を配布。 (全世界帯に配布済み)	【使用期間】 令和2年11月30日まで	役場産業観光課 商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300

世帯や町民の皆さま向け ～ 支援② ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
県民支えあい観光産業緊急支援事業 (県独自事業)	観光産業支援のため、県民限定の宿泊・旅行代金の割引と地域観光クーポン券を提供し、県民による産業観光の需要の喚起を図ります。 ※ ファミリーマート分は完売しました。 ※ 一部旅行会社や観光協会等で、取り扱いがあります。	【購入・使用者】 長野県民 【使用できる施設等】 県内に事業所があり、感染症の拡大防止に努め、「新型コロナウイルス対策推進宣言の店」として宣誓書を店内・店頭に掲示している宿泊事業者、旅行会社、主に観光客が利用する施設	宿泊旅行割引 宿泊割引クーポン(※) +観光クーポン2,000円 ※宿泊旅行代金が、 1万円以上の場合:5,000円 (販売価格5,000円) 6千円以上1万円未満の場合:3,000円 (販売価格3,000円)	【対象期間】 7月1日のチェックインから8月1日のチェックアウトまで 【販売開始】 販売中	(一社)長野県観光機構 販路・市場開拓部 ☎026-234-7219
			日帰り観光割引 額面1,500円のクーポン (販売価格1,000円)	【対象期間】 7月1日から8月31日まで 【販売開始】 販売中	
追加 美しい環境づくり活動助成事業 《町独自支援》	住民の方の自主的な環境美化活動に対する新型コロナウイルス感染防止対策資材を支援します。	ごみ拾いや草刈りなど、公的な環境整備活動に取り組む3人以上の団体(事業所、自治会、公民館活動等の地区活動団体を含む)	【対象経費】 環境美化活動時に使用するゴミばさみ、マスク、手袋、消毒液など感染症対策に必要とする消耗品購入金額(複数回実施した場合も補助金交付は1回とする) 【補助率】 対象経費の補助率10/10 ※ 1団体2万円上限とし、代表者へ口座振込	【申請方式】 令和2年7月から令和3年3月31日まで 環境美化活動実施後、「美しい環境づくり活動助成金申請書(兼実績報告書)」および「美しい環境づくり活動助成金請求書」を提出(領収書、写真添付必要)	役場環境水道課 環境係 ☎36-7026(直通)

世帯や町民の皆さま向け ～ 支援③ ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
<p>追加</p> <p>ひまわり乗車券追加交付</p> <p>《町独自支援》</p>	<p>介護等が必要とされる方が、買い物や医療機関等への移動手段として利用する「ひまわり乗車券」について、感染拡大防止の観点から介護保険事業者等の移動支援が自粛された令和2年3月から5月の3ヶ月間の乗車券を追加交付し、外出を支援します。</p>	<p>ひまわり乗車券対象者のうち、次の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上 ・認知症Ⅲa以上 ・身障3級以上 ・療育A判定 ・精神2級以上 	<p>1人当たり4,800円分の乗車券</p> <p>(該当世帯に配布済み)</p>	<p>【使用期間】</p> <p>令和3年3月31日まで</p>	<p>役場保健福祉課 高齢者係</p> <p>☎36-7022(直通)</p>
<p>追加</p> <p>お店応援プレミアム商品券</p> <p>《町独自支援》</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大より、売上が減少するなどの影響を受けている小規模事業の支援と町民のみなさんの生活支援のため、プレミアム付き商品券を発行します。</p>	<p>【購入できる方】</p> <p>令和2年7月1日時点で、町に住民登録のある方</p> <p>【参加加盟店】</p> <p>先に町より配布した「まつかわのお店応援券」の登録店舗、コンビニエンスストア及びチェーン店等</p> <p>※参加加盟店は随時募集しております。</p>	<p>【商品券概要】</p> <p>1セット5,000円分の商品券を3,000円で、お一人様2セットまで購入できます。</p> <p>※5,000円分の商品券のうち2,000円分は、すべての参加加盟店で使用できますが、3,000円分は、コンビニエンスストア及びチェーン店等では使用できません。</p> <p>【購入方法】</p> <p>世帯主様宛に世帯員1名当たり2枚の購入引換券を郵送します。購入引換券1枚と引き換えに商品券1セットを購入できます。</p>	<p>【販売期間】</p> <p>令和2年7月19日から8月31日まで</p> <p>【販売場所】</p> <p>7月19日 9:00～12:00 特設販売所(7カ所)で販売します。</p> <p>7月20日～8月31日 町内コンビニエンスストア、商工会、梅松苑で販売します。</p> <p>【使用期間】</p> <p>購入日から令和2年12月31日まで</p>	<p>役場産業観光課 商工観光係</p> <p>☎36-7027(直通)</p> <p>松川町商工会</p> <p>☎36-3300</p>

世帯や町民の皆さま向け ～ 支援③ ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
<p>追加</p> <p>文化芸術活動の継続支援事業</p> <p>文化庁</p>	<p>文化芸術活動の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体は、感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。活動のに向けた積極的な取り組みに対して必要な経費を支援する。</p>	<p>文化芸術活動を行う以下の個人小規模団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者（実演家等） ・任意団体等 <p>次の文化芸術活動が条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不特定多数に公開することによってチケット収入等をあげることを前提としたものであって ② 新型コロナウイルス感染症によるイベント等の自粛によって大きな影響を受けるとともに ③ 今後の再開にあたって複数のもものが参加が必要であったり、練習が必要などの理由で速やかな再開が困難であったり、従来収入が得ることができない活動 	<p>【対象経費】</p> <p>(1) 支援対象の取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 観客・参加者等の回復開拓 ② 活動の継続・再開のための後援・制作方法等の検討・準備・実施 ③ 雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化 <p>(2) 上記と併せて行う業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組</p> <p>【補助率】</p> <p>(1)の経費2/3又は3/4（※注） +(2)の経費(定額)</p> <p>※注 例えばICTを活用した集団練習などに充てる場合は3/4に引き上げ</p> <p>業種により上限が異なります。詳しくは文化庁のホームページでご確認ください。</p> <p>https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html#info00</p> <p>https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202006231400_02.pdf</p>	<p>【事業実施期間】</p> <p>令和2年2月26日 ～令和2年10月31日</p> <p>【募集期間】</p> <p>○第1次募集 令和2年7月10日から 令和2年7月31日まで</p> <p>○第2次募集 令和2年8月8日から 令和2年8月28日まで</p> <p>○第3次募集 令和2年9月12日から 令和2年9月30日まで</p> <p>※ 第3次募集は行わない場合があります。</p>	<p>独立行政法人日本芸術文化振興会 令和2年度「文化芸術活動の継続支援事業」事務局</p> <p>☎ 0120-620-147 (10:30～17:00)</p>


世帯や町民の皆さま向け ～ 貸付 ～

支援の名称	概要	対象者	支援内容(支給額等)	申請期間等	お問い合わせ先
生活福祉資金 (緊急小口資金)特例貸付 【主に休業された方】	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に費用の貸付をします。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため貸付を必要とする世帯	【貸付上限】 ○学校等の休業、個人事業主等の特例の場合:20万円 ○その他の場合:10万円 【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 【貸付利子等】 無利子・保証人不要	実施中	松川町 社会福祉協議会 ☎36-3778
生活福祉資金 (総合支援資金)特例貸付 【主に失業された方】	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付をします。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	【貸付期間・上限】 原則、3月以内 (2人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 【貸付利子等】 無利子・保証人不要	実施中	松川町 社会福祉協議会 ☎36-3778
緊急小口資金等償還金助成事業	緊急小口資金及び総合支援資金の償還について、国制度による償還免除に加え、県独自の支援策として償還金の一部を補助します。	償還時点の月の収入が住民税非課税世帯である年収基準の1/12相当となる世帯	償還1年目の償還額を県が補助し、据置期間を2年に延長。 【補助額】 緊急小口資金 最大10万円 総合支援資金 (単身世帯) 最大4.5万円 (2人以上世帯) 最大6万円	予定	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999

世帯や町民の皆さま向け ～ ご相談窓口①～

	ご相談内容	ご相談窓口	お問い合わせ先
生活や仕事に関する悩みをかかえる方	働き先がなくなるなどにより、今後の生活の維持にお困りの方の相談をお受けし、住まいの確保や就労などの支援を行います。	生活就労支援センター「まいさぼ」	☎0265-49-8830 9:30～17:00
仕事に関する悩みをかかえる方	仕事に関する悩みなどをおかかえている方のご相談をお受けしています。	緊急労働相談窓口 (南信労政事務所)	☎0265-76-6833 8:30～17:15 (土日祝日を除く)
様々な悩みをかかえる方へ	新型コロナウイルス感染症の影響で、「不安になる」など、まずはご相談をください。	こころの相談 (精神保健福祉センター)	☎026-227-1810 8:30～17:15 (土日祝日を除く)
心の悩み			
児童虐待・DV	児童虐待に関する通告・相談や、DVに関するご相談にお応えします。	児童虐待・DV24時間ホットライン	☎026-219-2413 (24時間365日受付)
育児・子育て	保護者などを対象に、子どものいじめや体罰、育児、子育てに関する悩みなど、子どもに関する様々なご相談にお応えします。	子ども支援センター	☎026-225-9330 (大人用ダイヤル) 10:00～18:00 (土日祝日を除く)
若者	ニート・ひきこもりなど生活上の悩みについてのご相談にお応えします。	子ども・若者サポートネット 南信事務局	☎0265-76-7627 10:00～17:00 (土日祝日を除く)
人権	不当な差別や誹謗中傷、いじめなどの人権侵害に関するご相談にお応えします。	人権啓発センター	☎026-274-3232 受付 火～日曜日 8:30～17:00
女性	生活の中での悩みや困りごとをお持ちの女性の方からのご相談にお応えします。	女性のための相談窓口 (男女共同参画センター)	☎0266-22-8822 受付 火～土曜日 (祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30
男性	家庭、仕事、人間関係などに悩む男性の方からのご相談にお応えします。	男性のための相談窓口 (男女共同参画センター)	☎0266-22-7111 受付 金曜日 17:00～19:00

世帯や町民の皆さま向け ～ ご相談窓口②～

	ご相談内容	ご相談窓口	お問い合わせ先
様々な悩みをかかえる方へ	いじめや体罰などの悩み、友だちや家族に関する悩みに関する悩みなど、子どもたちの様々なご相談にお応えします。	子ども支援センター	☎0800-800-8035(子ども専用ダイヤル) 受付 月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)
子ども			
子ども(18歳まで)	18歳までのお子さんの困りごと、悩みことの声を受けとめます。	チャイルドライン (長野県チャイルドライン 推進協議会)	☎0120-99-7777 受付 毎日16:00～21:00
学校生活の悩みなど	学校生活に関する様々な悩みことのご相談にお応えします。	学校生活相談センター (24時間子どもSOSダイヤル)	☎0120-0-78310 (24時間365日受付)
学校生活の悩みなど (LINE相談)	いじめ、不登校など学校生活全般の悩みに関して、長期休業前後などにLINEによる相談窓口でご相談にお応えします。 友だち追加用 QRコード 	【集中期間】 次の期間中、受け付けしております。 7月 6日(月)～7月17日(金) (土日を除く) 8月17日(月)～8月28日(金) (土日を除く) 【通常相談】 上記以外の期間は、毎週水曜日に受付(1月27日まで) 友だち追加用URL https://lin.ee/39nW2JthI	
外国人の方へ For Foreigners	外国人の方の生活に関する悩みごとのご相談にお応えします。 (15言語に対応) Counselling Service for Foreigners (Available in 15 languages)	多文化共生相談センター Tabunka kyousei Soudan Center	☎026-219-3068 受付 10:00～18:00 第1・第3水曜日を除く平日 第1・第3土曜日 Hours Monday-Friday 10:00 - 18:00 (except on the 2nd,3rd Wednesday) 2rd,3rd Saturday 10:00 - 18:00